

生活保護下げに怒り

全国一斉ホットライン実施

健康で文化的な最低限度の暮らしを保障する生活保護費が8月から削減されたことで、「生活保護基準引き下

げにNO! 全国争訟 ネット」は6日、生活保護基準引き下げに対し、全国一斉ホットラインを実施しました。

大阪では、貧困問題に取り組む弁護士や司法書士、ケースワーカー、生活と健康を守る会の相談員が生活保護

の不安や疑問に答え、引き下げに對抗する行政への不服審査請求を呼びかけました。

午前10時から電話が鳴り、続々と相談が寄せられました。

「2人合わせて年金が約17万円。9千円余を保護費として受け取っていた」という夫(71)と妻(68)。「8

月から3千円減らされました。来年、再来年と3千円ずつ減らされ

たらどうなるか」と訴え、審査請求への参加を希望しました。

「就業訓練を受けて就労の準備を進めている」と切り出した男性(33)は「2220円

の減額です。自立に向けて頑張ろうと努力しているのに、自立への意欲がなくなりそうです」と語気を強めます。

「ホットライン」は7日も午前10時から午後8時まで受け付けます。0120(1993)

518(通話料無料・全国共通)。

今回の改悪は、生活費に当たる生活扶助基

準を段階的に2年半かけて670億円(平均6・5%、最大10%)引き下げるもの。大阪

では、28日午後6時、大阪弁護士会館で「審査請求説明会・相談会」を案内しています。



相談を受ける弁護士や市民団体の人たち
11日、大阪市